

その他の地域（重点措置3市を除く）における時短協力金**延長分**申請に必要な書類一覧

(全8ページ)

※令和3年5月以降の協力金受給済の方は書類を省略できます
(右記マークが目印)

R3.5

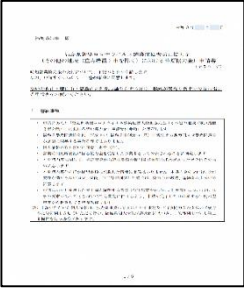
※令和3年8月の協力金（早期支給を除く）受給済の方は書類を省略できます
(右記マークが目印)

R3.8

①すべての事業者が提出するもの

1 交付申請書

- 福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（その他の地域（重点措置3市を除く）における時短協力金**延長分**）申請書
詳しくは「記入例」をご覧ください。
※消えるボールペン使用不可



2 売上の状況について

- 「協力金申請に係るフローチャート」で該当した項目について、売上金額（税抜）等を記入してください。

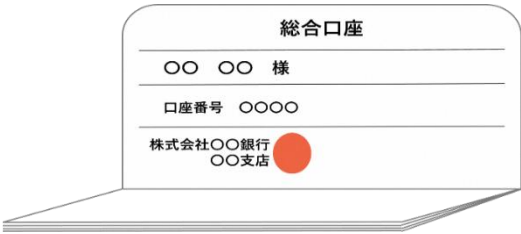
※飲食部門の売上は、テイクアウト分を除いてください。



3 協力金の振込先通帳の写し（※により省略可）

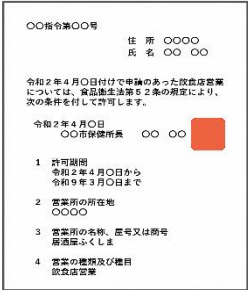
- 口座名義人、金融機関名、金融機関の支店名、預金の種類及び口座番号が分かる資料（通帳の写し等）
- インターネットバンキングの場合、上記事項が確認できる資料

※令和3年5月または8月の協力金を受給した口座と変更がない場合。



4 営業許可証の写し

- 食品衛生法に基づく飲食店の営業許可証



5 酒類を提供していることがわかる書面

R3.5

R3.8

以下の書類から2つ選択して提出してください。

(同じ書類2点は無効です)

- ・メニューの写真
- ・酒類の納品書の写し※
- ・納品された酒類の写真

ドリンクメニュー

ビール	000	
000		
日本酒	000	
000		
ハイボール	000	

納品書

令和3年〇月〇日

居酒屋ふくしま 様

品名	数量	単位	株式会社〇〇
ビール			
日本酒			



※酒類の納品書は、時短営業要請日からさかのぼって3か月以内のもの。

6 店舗内観・外観写真

R3.5

R3.8

- 店舗の名称が確認できるもの（看板等）を含む外観写真と店舗内の様子（客席）が分かる内観写真を提出してください。



7 時短営業の案内を掲示したことがわかるもの

- 時短要請期間中の営業時間または休業していることが明記されたもの。
- 店先や店内に掲示した案内の写真を提出してください。

店名、時短営業期間、営業時間を明記して掲示してください

新型コロナウイルス感染症
対策実施中!!

～いま、ここで食いとめる。医療を変える～

県からの要請に基づき、

月 日 ～ 月 日

営業時間を

： ～ ：

とさせていただきます。

会話は、必ずマスクを着用しましょう！

8 感染症対策の取組内容が分かる写真

R3.5

R3.8

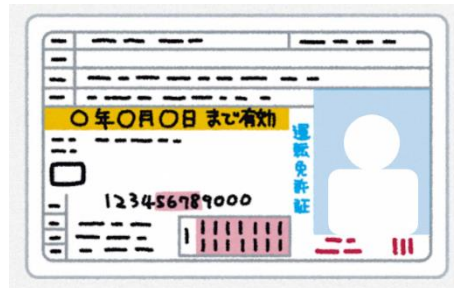
- 業種別ガイドラインに基づき実施している具体的な感染症対策の状況がわかる写真を提出してください。

(例：県が交付する感染防止取組ステッカーを掲示していることが分かる写真やアクリル板を設置していることが分かる写真など)



9 本人確認書類（個人事業主の場合）

- 運転免許証、保険証等の写し
（住所等が裏面記載の場合は裏面も含む）
- マイナンバーカードの写しの場合は、表面のみ提出してください。



10 交付要件・提出書類チェックリスト

- 「（別表 1）交付要件・提出書類チェックリスト」を用いて、提出書類にもれがないことを確認の上、提出してください。

②飲食部門の売上の状況に関する資料関係

「協力金申請のフローチャート」で自らが該当するア～エの区分に応じた書類をご準備ください。

ア 売上高方式により申請する場合

1 確定申告書の写し

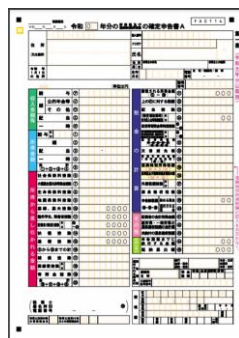
R3.5

R3.8

- （個人の場合）
令和元年または令和2年の確定申告書第一表の写し
- （法人の場合）
令和元年または令和2年の法人税確定申告書別表一の写し

※個人・法人いずれの場合も税務署の収受印が押印されているもの、
e-Taxによる申告の場合は受信通知も併せてご提出ください。

個人の場合



2 令和元年または令和2年の確定申告書における月別売り上げが確認できる書類

R3.5

R3.8

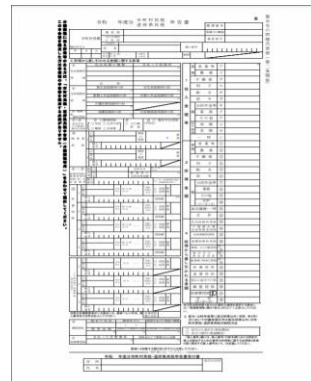
- （法人の場合）
法人事業概況説明書（月別売上が分かるページ含む）
- （青色申告の場合）
所得税青色申告決算書
- （白色申告の場合）
確定申告書第一表の収入金額と比較対象月の月の売上台帳

3（確定申告を行っていない場合） 令和元年または令和2年の市町村民税申告書の写し

R3.5

R3.8

- 収受日付印が押印されているものを提出してください。



4（確定申告を行っていない場合） 令和元年または令和2年の売上台帳の写し

R3.5

R3.8

- 令和元年または令和2年の比較対象月の売上金額が分かる内容のものを提出してください。



5 売上申告書（その1）

- 令和元年または令和2年の比較対象月の売上に係る申告書（指定様式）を提出してください。
- 金額は全て消費税及び地方消費税抜きのも
のとしてください。

※必ず指定様式のものをご提出ください。
売上台帳や帳簿のみは不可です。

イ 売上高減少方式により申請する場合

1 確定申告書の写し

R3.5

R3.8

■（個人の場合）

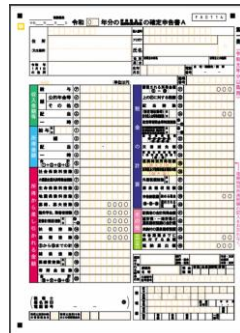
令和元年または令和2年の確定申告書第一表の写し

■（法人の場合）

令和元年または令和2年の法人税確定申告書別表一の写し

※個人・法人いずれの場合も税務署の收受印が押印されているもの、
e-Taxによる申告の場合は受信通知も併せてご提出ください。

個人の場合



2 令和元年または令和2年の確定申告書における月別売り上げが確認できる書類

R3.5

R3.8

■（法人の場合）

法人事業概況説明書（月別売上が分かるページ含む）

■（青色申告の場合）

所得税青色申告決算書

■（白色申告の場合）

確定申告書第一表の収入金額と一致する比較対象月の売上台帳

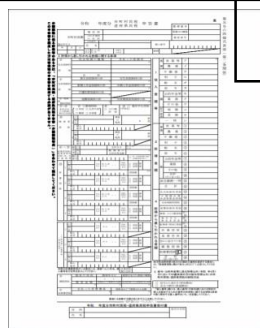
3（確定申告を行っていない場合）

R3.5

令和元年または令和2年の市町村民税申告書の写し

- 收受日付印が押印されているものを提出してください。

R3.8



4（確定申告を行っていない場合）

R3.5

R3.8

令和元年または令和2年の売上台帳の写し

- 令和元年または令和2年の比較対象月の売上金額が分かる内容のものを提出してください。



5 売上申告書（その1）

- 令和元年または令和2年の比較対象月の売上に係る申告書（**指定様式**）を提出してください。
- 金額は全て消費税及び地方消費税抜きのものとしてください。

※必ず指定様式のものをご提出ください。
売上台帳や帳簿のみは不可です。

6 売上申告書（その2）

- 令和3年の比較対象月の売上に係る申告書（**指定様式**）を提出してください。
- 金額は全て消費税及び地方消費税抜きのものとしてください。

※必ず指定様式のものをご提出ください。
売上台帳や帳簿のみは不可です。

ウ 新規開店特例による売上高方式により申請する場合

1 売上申告書（その3）

- 開店日から時短要請日前日までの売上に係る申告書（**指定様式**）を提出してください。
- 金額は全て消費税及び地方消費税抜きのものとしてください。

※必ず指定様式のものをご提出ください。
売上台帳や帳簿のみは不可です。

2 開店日から時短要請日前日までの売上台帳の写し

- 開店日から時短要請日前日までの日ごとの売上が分かる売上台帳を提出してください。



3 開業届または開店日がわかる資料（チラシ等）の写し

- 開業日または開店日が、令和2年9月2日以降のものを提出してください。

エ 新規開店特例による売上高減少方式により申請する場合

1 売上申告書（その2）

- 令和3年の比較対象月の売上に係る申告書（**指定様式**）を提出してください。
- 金額は全て消費税及び地方消費税抜きのものでしてください。

※必ず指定様式のものをご提出ください。
売上台帳や帳簿のみは不可です。

2 売上申告書（その3）

- 開店日から時短要請日前日までの売上に係る申告書（**指定様式**）を提出してください。
- 金額は全て消費税及び地方消費税抜きのものでしてください。

※必ず指定様式のものをご提出ください。
売上台帳や帳簿のみは不可です。

3 開店日から時短要請日前日までの売上台帳の写し

- 開店日から時短要請日前日までの日ごとの売上が分かる売上台帳を提出してください。



4 開業届または開店日がわかる資料（チラシ等）の写し

- 開業日または開店日が、令和2年9月2日以降のものを提出してください。

～申請書類郵送先～

※点線に沿って切り取り、封筒に貼ってお使いいただけます。

～協力金の申請に関する問合せ先～

新型コロナウイルス感染症に関する
協力金の専用相談窓口
(福島県協力金コールセンター)
☎ 024-521-8575
(受付時間) 毎日9時30分から17時30分まで

〒960-8043
福島市中町1-19
福島中町郵便局留め

福島県休業協力金事務局
(その他の地域延長分担当) 宛

店舗分 同封